

三重ガイドラインGAP認証制度実施要綱

農林水第17-364号
平成29年9月29日
農林水産部長通知

(目的)

第1条 この要綱は、国の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）に準拠した「三重ガイドラインGAP認証制度」（以下、「認証制度」という）の実施について、必要な事項を定め、本認証制度を円滑に運用することで、食品安全・環境保全・労働安全につながるGAPの取組を普及するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京オリ・パラ」という）への食材供給を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、別添1のとおりとする。

〔生産工程、三重ガイドラインGAP認証適合基準、農産物、認証農産物、
認証生産者、現地確認者、三重ガイドラインGAP認証審査委員会〕

(認証制度の仕組み)

第3条 認証制度は、知事が農産物の生産工程を適正に管理する基準を定め、その基準に従い生産している生産者を認証する仕組みとする。

2 認証制度の申請受付は、平成31年度末までとする。

(認証対象農産物)

第4条 認証制度の対象とする作目は、三重県内で生産される穀類、青果物、きのこ、茶、花植木（以下、「農産物」という）とする。

(GAP認証の適合基準書)

第5条 三重ガイドラインGAP認証適合基準書（以下、「基準書」という）は、農業の生産工程全体を「経営の基本」、「経営資源の管理」、「栽培工程における共通管理」の3つに分類し、食品安全・環境保全・労働安全に関わる重要な項目の管理点とその適合基準として、第4条に定めた農産物ごとに知事が定めるものとする。

(申請者の条件)

第6条 認証制度に申請できる生産者は、三重県内に生産の拠点があり、本制度の目的に賛同し、第5条に規定する基準書に則した農産物を生産することを条件とする。

(申請)

第7条 認証制度の認証を受けようとする生産者（以下、「申請者」という）は、別に定めるところにより関係書類を添えて、知事に申請するものとする。

(認証申請に係る現地確認)

第8条 地域農業改良普及センター（以下、「地域普及センター」という）長は、第7条の申請があった場合、現地確認を行い、第5条の基準書に則して実践されている

ること等を確認し、その結果を申請者及び三重ガイドラインGAP認証審査委員会（以下、「審査委員会」という）に報告するものとする。

（審査委員会の設置）

第9条 認証制度を適正に運用するため、別に定めるところにより、第三者機関として審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、第7条の申請のあった内容が、第5条の基準書に則して実践されていること等を審査し、認証の可否等を意見するものとする。

（認証）

第10条 知事は、第7条の申請があった場合、審査委員会の審査を経て、管理点・適合基準のチェックシートの実践状況等が、第5条の基準書の該当する項目に全て則していることを確認し、認証するものとする。

2 認証の有効期間は、令和3年9月30日までとする。

（認証の変更）

第11条 第10条の規定により認証を受けた生産者（以下、「認証生産者」という）は、認証品目の追加や管理点・適合基準のチェックシートの実践状況等に変更が生じた場合、速やかに知事に変更届を提出するものとする。

（認証の辞退）

第12条 認証生産者は、認証を辞退する場合、速やかに知事に辞退届を提出するものとする。

（認証維持に係る現地確認）

第13条 地域普及センター長は、管内の認証生産者の認証維持に係る現地確認を、認証日から概ね1年までに実施し、第5条の基準書に則して実践されていること等を確認し、その結果を認証生産者及び審査委員会に報告するものとする。

（認証の維持）

第14条 知事は、第13条の規定により実施した現地確認結果を、審査委員会の審査を経て、管理点・適合基準のチェックシートの実践状況等が、第5条の基準書の該当する項目に全て則していることを確認し、認証の維持を認めるものとする。

（現地検査）

第15条 知事が必要と認めるときは、現地検査を行い、その結果に応じて、認証生産者の改善その他の措置を講じるよう指示することができるものとする。

2 知事は、認証生産者が前項の指示に従わない場合、認証を取り消すことができるものとする。

（認証生産者の遵守事項）

第16条 認証生産者は、関係法令を遵守しなければならない。

2 認証生産者は、基準書に則して誠意を持って、GAP実践に取り組まなければならない。

3 認証生産者は、県が実施する現地審査等に誠実に対応しなければならない。

(認証情報の取扱)

第17条 知事は、認証生産者等の情報をホームページ等において公表するものとする。

2 知事は、東京オリ・パラ認証の選手村や関係施設等への営業活動や販路拡大に繋げるため、その情報を有効に活用するものとする。

3 現地確認等で把握した個人情報等については、知事が責任を持って管理し、GAP普及推進の用途以外には使用しないものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成29年9月29日から施行する。
この要綱は、平成30年4月10日から施行する。
この要綱は、平成30年5月11日から施行する。
この要綱は、平成31年4月 1日から施行する。
この要綱は、令和 2年7月31日から施行する。

別添 1

三重ガイドラインGAP認証制度実施要綱 用語の定義

| | |
|--------------------|---|
| 生産工程 | 作物の栽培工程、収穫工程及び農産物取扱い工程の一連の作業活動のこと。 |
| 三重ガイドラインGAP認証適合基準 | 三重ガイドラインGAPにおける適切な農場管理の状態について、客観的な判断基準を示したもの。 |
| 農産物 | 作物が圃場で収穫された後は「農産物」とよび、収穫前の「作物」と区別する。 |
| 認証農産物 | 下記の条件をすべて満たした農産物のこと。 ①認証農場または認証生産者から認証の有効期限内に出荷されている農産物 ②三重ガイドラインGAP認証書に記載のある品目 ③農産物取扱い施設がある場合には、三重ガイドラインGAP認証書に記載のある農産物取扱い施設で取り扱いされた農産物 |
| 認証生産者 | 審査を受け、三重ガイドラインGAP認証を取得した生産者のこと。 |
| 三重ガイドラインGAP認証審査委員会 | 申請書及び現地確認者からの報告書に基づき審査を行う組織。 |